

新潟市立竹尾小学校 いじめ防止基本方針

本方針は「いじめ防止対策推進法」及び「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、竹尾小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定・改定しました。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめは「どの児童にもどの学級にも起こりうる」という事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組を全教職員で推進します。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起きたった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に問うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

【教職員がもつべきいじめ問題に対する基本認識】

- ① いじめはどの児童にも、どの学校・学級にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめの被害者・加害者は固定されたものではない。
- ④ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ⑤ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめをしない、させない、許さないという雰囲気を集団に形成し、学校風土をつくることが未然防止につながる。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

【いじめの重大事態とは】

児童がいじめを受けたことにより、

- 児童が自殺を企図した場合 身体に重大な障害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合 精神症の疾患を発症した場合
- ズボンおろしをされた場合
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。※期間を30日に安易に固定しない。

2 いじめ対策のための校内・校外組織 【別紙1】

校長、教頭、生活指導主任、人権教育担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ対策委員会」を設置します。必要に応じてスクールカウンセラー、主任児童委員、PTA会長に入っています。そして、積極的・組織的にいじめを見付け、課題解決の方針を共通理解しながら解決を図ります。

また、木戸中学校区の諸学校・園と保護者の代表、地域の代表で連携し、いじめの防止等への取組について協議し、情報を交換・共有することで、地域全体で子どもをいじめから守る体制を整えます。

委員会の開催について

随時…問題の情報を「**児童速報カード**」を活用し、的確に把握する。

問題が生じた時に「いじめ対応ミーティング」をすぐに開催する。

問題に対する解決の方向を具体的に決める。

必要に応じて、主任児童委員、警察経験者、教職経験者等に入っています。専門的な立場から指導・助言を受け、解決に当たる。

※重大事案については、速やかに新潟市教育委員会へ連絡を入れる。指導・助言をもらい、報告を上げる。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対処に関する取組

(1) いじめの未然防止【別紙2】

児童一人一人の自己有用感を高め、好ましい人間関係を築き「いじめを生まない学校風土、学級づくり」に取り組みます。そのために次のことに重点的に取り組みます。

① 分かる授業、できる授業

一人一人の児童が「分かる」「できる」「認められる」授業づくりに努めます。これらを積み重ねることで児童の自己肯定感を高めるようにします。

② 道徳教育の充実

道徳の時間の授業を中心に、児童の自己肯定感を高めます。全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てます。

③ 異学年交流による人間関係づくり

縦割り班活動やペア学年の活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせていきます。

④ ソーシャルスキルトレーニングによる社会性の向上

日常生活・学校生活を送る上で必要なコミュニケーション能力を育成するために、積極的にソーシャルスキルトレーニングを実施します。

⑤ ネットいじめにかかる指導【別紙3】

全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めます。

インターネット上のいじめについては、学校でのきまりの遵守徹底と情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と連携協力し双方で指導できるようにします。

(2) いじめの早期発見【別紙2】

児童のささいな変化に気付き、いじめを見逃さないようにするために、次のことに取り組みます。

早期対応のガイドライン

- ① 担任が発見したとき、子どもからの訴え、親からの訴えがあった場合は、直ちに解決のための行動をとる。
- ア) 担任は、その日のうちに校長（教頭）に概略を報告する。
 - イ) 校長（教頭）と担任は、ただちにいじめ対応ミーティングを開き、レベルの判断、今後の対応について決める。
 - ウ) 必要な場合はいじめ対策委員会を開き、方針を決め、行動を開始する。
 - エ) 休みなどでミーティングが開けない場合は、休み明け直ちにいじめ対応ミーティング開催し、状況を報告・確認する。その後、方針を決め、行動を開始する。
 - オ) 対策の行動を開始して5日たっても改善が見られない場合は、別途の具体策を立て行動する。
 - カ) 事案の概略・対策の内容・対策実施後の変容などは、教頭と担任又は生活指導主任が記録する。
 - キ) 対策及び方針として「様子を見る」ことはしない。
- ② 解決の確認後、担任は、いじめの再発がないか保護者に電話等で確認する。確認は、時期において3回程度実施する。時期は、おおむね、3日後・2週間後・1か月後程度とする。

① 全教職員による観察と情報共有

児童や学級の様子を知るためにには、教職員の気付きが大切です。児童との信頼関係を築くなかで、児童の些細な言動・表情から一人一人の置かれた状況や精神状態を推し量り、声を掛けることで「いつも見守っているよ。」というサインを送ります。そして、気に掛かった様子については、学級・学年を越えて情報を共有することで、全職員でいじめを見逃さないようにします。

② アンケートによるいじめの発見（年3回）

見えにくいいじめを早期に発見するために、全児童に質問紙による「困ったことアンケート」を行います。学級担任だけでなく、教頭、生活指導主任等複数の目で即日チェックし、いじめにつながる行為の早期発見と学級担任が一人で抱え込まないよう努めます。

③ 教育相談週間（6月・11月・2月）

年に3回、学級担任が各学級の全児童と教育相談（面談）を行います。このことにより、児童がアンケート等で伝えにくかった部分を補い、いじめやいじめにつながる行為の早期発見と対応・指導に努めるとともに、児童が気軽に相談しやすい環境をつくります。

④ 欠席状況との関連

伝染病等以外の理由で連續して3日以上欠席があった場合、家庭訪問をし、保護者又は本人と面談し、いじめとの関連を把握します。

⑤ 保護者・地域からの情報

児童の様子で気掛かりなことはいつでも学校に話してもらうよう働き掛けています。竹っ子見守り隊の方など、児童を見守ってくださる地域の方から校外の児童の様子で気掛かりなことを知らせてももらえるように働き掛け、地域から情報が得られるようにします。

(3) いじめへの対処【別紙4】

いじめを認知したら「校内いじめ対応ミーティング」を中心に、事実関係の把握、被害児童へのケア、加害児童への指導など、問題の解消に向けた組織的な対応を速やかに行います。

① いじめられた児童に対して

被害状況及び心情等について丁寧に聞き取り「いじめから全力で守る」ことを伝え、心のケアに努めます。

② いじめを行った児童に対して

「いじめは絶対に許さない」という態度で臨み、事実を確認し、直ちにいじめをやめさせます。また、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせるなど改善に向けた指導を丁寧に行います。

③ 保護者に対して

事実関係を速やかに伝え、いじめられた児童の保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、経過や今後の方針等について丁寧に説明し、協力を求めます。

④ 周囲の児童に対して

自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者とならず、一歩踏み出す勇気をもてるように指導します。

4 重大事態発生時の対応

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

傷害 暴行 強要 窃盗 恐喝 器物破損 強制わいせつ

5 保護者・地域・関係機関との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

6 学校評価の実施

いじめ防止の取組等について自己評価を行い、学校関係者の評価と合わせ、その結果を公表します。

- ・令和2年3月 一部改訂
- ・令和7年4月 一部改訂（太字箇所）
- ・令和7年8月 一部改訂